

松戸都市計画生産緑地地区の変更（松戸市決定）

松戸都市計画生産緑地地区中 149号新松戸第26生産緑地地区 ほか 16地区を次のように変更する。

名 称		面 積	備 考
番 号	生 産 緑 地 名		
149	新松戸第26生産緑地地区	約 0.17 ha	一部追加 約 0.01 ha
152	新松戸第29生産緑地地区	約 — ha	廃止 △ 約 0.24 ha
153	新松戸第30生産緑地地区	約 — ha	廃止 △ 約 0.22 ha
247	八ヶ崎第10生産緑地地区	約 — ha	廃止 △ 約 0.23 ha
367	中根第5生産緑地地区	約 0.06 ha	一部廃止 △ 約 0.07 ha 732号へ分割 △ 約 0.10 ha
391	千駄堀第6生産緑地地区	約 0.10 ha	一部廃止 △ 約 0.07 ha 731号へ分割 △ 約 0.07 ha
516	五香六実第36生産緑地地区	約 0.96 ha	地積更正 約 0.01 ha
529	仲井町生産緑地地区	約 — ha	廃止 △ 約 0.19 ha
539	松戸第5生産緑地地区	約 — ha	廃止 △ 約 0.07 ha
584	上矢切第17生産緑地地区	約 — ha	廃止 △ 約 0.10 ha
650	高塚新田第32生産緑地地区	約 — ha	廃止 △ 約 0.59 ha
656	高塚新田第38生産緑地地区	約 0.19 ha	一部廃止 △ 約 0.09 ha
694	幸田第31生産緑地地区	約 — ha	廃止 △ 約 0.03 ha
695	幸田第32生産緑地地区	約 — ha	廃止 △ 約 0.07 ha
696	幸田第33生産緑地地区	約 — ha	廃止 △ 約 0.05 ha
731	千駄堀第10生産緑地地区	約 0.07 ha	391号より分割 約 0.07 ha
732	中根第6生産緑地地区	約 0.10 ha	367号より分割 約 0.10 ha
			廃止 △ 約 1.79 ha 一部廃止 △ 約 0.23 ha 分割 △ 約 0.17 ha 分割 約 0.17 ha 一部追加 約 0.01 ha 地積更正 約 0.01 ha
		約 1.65 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

- 1 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第14条により、行為の制限が解除され、生産緑地地区としての機能が失われたことに伴い廃止を行う。
- 2 宅地化農地を新たに生産緑地として指定することで、緑地機能の増進により都市環境の向上に資すると認められることから、一部追加を行う。
- 3 生産緑地地区として一団性が失われたため分割をする。
- 4 生産緑地地区が分割されたことにより、地区名を変更する。
- 5 現地の実測に基づき地積更正を行い、面積が増加が生じたため、変更を行う。